

岡山市立三勲小学校「いじめ防止基本方針」

令和元年12月改訂

いじめ防止対策推進法第十三条に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

* いじめの定義（いじめ防止対策推進法第二条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止の基本的な考え方

（1）いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第四条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめの禁止）」と規定されている。いじめは、どの学校・学級でもどの子どもにも起こり得るものであるという共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの防止・早期発見・迅速な対応に組織として取り組む。

（2）学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第八条）

「学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。」

2 いじめ防止・対策のための組織

（1）生徒指導部会

児童の現状についての情報交換及び指導内容や指導方法等についての話し合いを行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、不登校担当、人権教育主任、各学年の生徒指導部員等による「生徒指導部会」を原則として月1回以上開催する。

（2）いじめ防止対策委員会・拡大いじめ防止対策委員会

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、人権教育主任、各学年の担当等による「いじめ防止対策委員会」を設置し、原則として月1回以上開催する。

また、本校教職員にいじめ専門相談員、子ども相談主事、スクールカウンセラー、学校警察連絡室等外部の専門家を加えて構成する「拡大いじめ防止対策委員会」を学期1回程度開催する。

「（拡大）いじめ対策委員会」では、次のような活動を行う。

- ①いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針の実行・検証・修正
- ②いじめに関する相談・通報等への対応
- ③いじめの判断と情報収集
- ④いじめ事案への対応検討・決定 等

いじめ等が発見された場合は、該当学級の担任及び関係する教職員も加えて、臨時に「いじめ防止対策委員会」を、また、状況により「拡大いじめ防止対策委員会」を開催する。また、岡山市教育委員会や学校警察連絡室、地域子ども相談センター等に報告して、指導・助言を仰ぎながら連携して対応にあたる。

(3) 教職員連絡会

生徒指導上の問題やいじめ防止に関する事項、いじめの状況について、週1回の教職員連絡会を活用して確認し、全教職員で共通理解する。緊急を要する場合は定例連絡会を待たず、臨時連絡会を開催する。

(4) 学校評価

学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を評価し、その結果をもとに改善策を検討し、より一層のいじめの防止、早期発見を図る。

3 いじめ防止のための取組

(1) 人権尊重の意識、自己有用感の育成

①分かる授業づくり

一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。また、積極的に授業公開をすることにより、互いの資質を高め合う体制づくりに努める。

②道徳教育の充実

学年に応じて題材や資料等を工夫し、児童が善悪の判断や思いやりの気持ちを学んだり、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合ったりすることができるように指導するとともに、「いじめは絶対に許されないことである」という認識をもつように教育活動全体を通して指導する。

③体験活動の充実

- ・能学習やふるさと学習を通じて、伝統文化を体験したり地域のよさを知ったりする。
- ・あいさつ運動や朝掃除、学校生活をよいものにするための取組を行った児童を「光る子」として表彰する。
- ・学級集団づくりを目的とした遊びを工夫して交流を深める日を毎月1回程度、「共遊び」として設定する。
- ・「あったかハート資料集等を活用して全校一斉に豊かな心を育む日を毎月1回「楽しい学校生活を送るためのアンケート(QU)」として設定する。
- ・毎週木曜日の業前時間に全校で読書活動を行う。
- ・ESDパスポートを活用し、地域の行事等でのボランティア活動を推奨する。
- ・兄弟学年を設定し行事や遊びを通して異学年交流を行う。
- ・幼稚園児・中学校生徒との交流活動を行う。
- ・交流学級を中心になかよし学級の児童と通常学級の児童との交流を進める。

④学級経営の充実

- ・学級目標の達成をめざして友達とよりよい学級をつくっていこうという気持ちを高める。また、学級の一員であるという意識を高める活動や友達と協力したり、互いのよさを見つけたり、考え方の違いに気づかせたりする活動を多く取り入れ、互いのよさを認め合おうという気持ちを育てる。
- ・hyper-QU等の質問紙調査を活用し、共に成長し合う学級づくりを進める。

⑤人権週間の設定

人権週間を設定し、全校集会や放送による読み聞かせなど、いじめのない学校づくりに取り組むための活動を行う。

⑥インターネットを通じて行われるいじめ防止に関する指導

高学年を中心にして、インターネット・携帯電話等によるいじめや情報モラルについての指導を実施する。

(2) 教育相談体制の整備

①児童への調査・教育相談

毎月1回、学校生活についての調査「こころのきろく」及び年3回の「楽しい学校生活を送るためのアンケート(QU)」を行う。

また、全児童と担任が1対1で話し合う教育相談週間を年1回実施する。

②相談体制の活用

保護者にスクールカウンセラーやこども相談主事等の存在や役割について伝え、子育てについての悩み等を相談できるようにする。

(3) 教職員の組織的対応と関係機関等との連携

①教職員研修の実施

いじめに関する研修を年間3回以上実施し、いじめ問題への対策等を実施する上での留意点等について教職員の共通理解を図り、いじめの認知能力の向上に努める。

②組織的な対応

教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに、学年団で話し合ったり、生徒指導主事や管理職に報告したりするとともに、生徒指導部会やいじめ対策委員会で情報を共有して解決に当たるようにする。常に「報告・連絡・相談・調整・理解・確認（ほうれん草の調理確認）」を大切にして、組織的な対応を心がける。

③関係機関との連携

教育委員会、学校警察連絡室、福祉事務所、こども総合相談所、地域こども相談センター等と普段から連絡を密に取り合い、校内だけでなく校外での情報の収集に努めるとともに、必要に応じて指導・助言を仰ぐ。

④保護者や地域との連携

学級懇談、個人懇談、学級・学校便り、ホームページ等を通じて、学校の取組を積極的に発信する。また、普段から児童の様子等について保護者としっかり話し合いをもつようにする。また、教職員が、地域の各種行事や会合に積極的に参加したり長期休業を活用した学区内巡視を行ったりすること等を通して、地域の情報を収集したり住民と話す機会を多くつくるようにするとともに児童を見守り、健全な成長を支援する取組を地域住民と連携して行ったり、地域人材の活用を行ったりする。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) 児童への調査・教育相談

毎月1回、学校生活についての調査「こころのきろく」及び年3回の「楽しい学校生活を送るためのアンケート(QU)」を行う。また、全児童と担任が1対1で話し合う教育相談週間を年1回実施する。

(2) 日記や連絡帳等の活用

日常の児童との関わりに加え、日記や連絡帳でのやり取りによって、児童が言葉で伝えにくい内容も担任等に伝えることができるようにする。

(3) 業務の効率化による、児童と関わる時間の確保

働き方の見直しを行い、教職員が児童一人ひとり関わる時間を確保し、小さなサインも見逃さないようにする。

(4) 早期発見のための留意事項

- ・ ささいな兆候であっても、行為や訴えの内容を軽視することなく、いじめの疑いがある行為には早い段階から適切な関わりをもつ。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害感に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するようにする。
- ・ すべての教職員ですべての子どもを指導しているという意識をもち、どの学級にも気軽に入り、子どもたちに声をかけたり気づいたことは声を掛け合ったりする。

(5) 配慮が必要な児童への対応

- ・ 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な支援を行う。
- ・ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることのないよう、教職員、児童、保護者等の

外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

- ・性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する。
- ・東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

5 いじめに対する対応

- (1) いじめの解決に向けて組織的対応を行う。 *別紙1参照
- (2) 対応に当たっては、下記の点に十分留意するものとする。

- ①いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにやめさせる。
- ②いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
- ③いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行う。
- ④いじめの疑いのある場合は速やかに管理職に報告する。
- ⑤校長は、速やかにいじめ対策委員会を立ち上げ、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる。
- ⑥いじめを受けた児童に対し、信頼できる人と一緒に寄り添い合える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す。また、いじめを行った児童に対して、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに不満やストレスがあってもいじめに向かわない力を育む。また、両方の保護者に対する情報提供及び支援や助言を継続的に行う。
- ⑦いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。
- ⑧周りではやし立てたり同調したりしていた児童に対しては、それらの行為がいじめに加担するものであるということを指導する。
- ⑨つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ⑩単に謝罪をもって安易にいじめが解消したと捉えず、いじめに係る行為が止んでいるか、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないかを再発の可能性も含めて継続して注意深く観察していく。
- ⑪いじめを当事者だけの問題でなく全体の問題として考えられるよう、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような望ましい集団づくりに努める。

6 重大事態への対応

- (1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第二十八条）
- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合等）
 - ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手）
- (2) 重大事態への対応
- ①校長が重大事態と判断した場合、直ちに教育委員会へ事態発生について報告する。
 - ②教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査に当たる場合は、学校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。（教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提供を行う。）
 - ③調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた適切な措置をとる。

いじめに対する対応

岡山市立三勲小学校

